

平成19年11月30日

報道機関各位

株式会社 けいはんな

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、大阪地方裁判所に申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせします。

関係する皆様におかれましては、多大なご迷惑をおかけする事態となりましたことを衷心よりお詫びし、今後、役職員一同、再生に向けて全力を尽くしてまいり所存ですので、何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の申立ては当社が単独で行ったもので、子会社の「けいはんなプラザホテル」は、これには含まれておりません。同ホテルは、今後も通常の営業を続けてまいります。

記

1. 申立ての理由

当社は平成元年、関西学研都市における文化学術研究交流施設の整備運営を担う組織として設立され、「けいはんなプラザ」の運営を通じて文化学術研究の交流促進ならびに新産業の創出支援事業を行ってまいりました。

しかしながら、長きにわたる不況の影響もあり、設備投資・借入額に見合った収益を上げることができず、累積赤字が増大し、非常に厳しい経営状況が続いております。

このような状況の中で、当社は地元自治体・経済界・金融機関他からさまざまなご支援をいただきつつ、テナント営業の強化や、人件費の圧縮・委託費の見直し等による徹底したコスト削減に努めてまいりましたが、関係各位のご支援や自主努力によっても抜本的な経営改善は適わず、このままでは経営破綻が避けられない状況にあります。

当社といたしましては、現状のまま経営を続けることは、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけするばかりであり、「けいはんなプラザ」の機能維持を前提に思い切った経営再建が必要と判断し、今般、法的に自主再建可能な道を選択するに至った次第です。

2. 負債総額(平成19年10月31日現在)

	約109億円
(内訳)金融債務	約 99億円
敷金債務	約 8億円
その他	約 2億円

3. 保全処分および監督命令

大阪地方裁判所への民事再生手続開始の申立てに伴い本日、同庁より保全処分(弁済禁止)の発令を受けております。

なお、同日、同庁より監督委員として、木内道祥弁護士が選任されました。

4. 今後の見通し

関係各位のご協力を得て、必要資金の調達により債務の軽減を図るとともに、不採算事業の整理や設備関連負担軽減策等の計画の確立により、企業再生の実現を目指してまいりますので、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。

本件に関する問合せ先

社名 株式会社 けいはんな

住所 京都府相楽郡精華町光台1丁目7番

所属 総務企画部 野村

TEL 0774-95-5118

FAX 0774-98-2205

以上